

7. 小中一貫教育

初等中等教育局

初等中等教育企畫課教育制度改革室

小中一貫教育導入の背景について

①教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設

平成18年、平成19年の教育基本法及び学校教育法の改正により、義務教育9年間の目的・目標が新設され、9年間を通じた教育活動の充実に向け、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まった。

②近年の教育内容の量的・質的充実への対応

学習指導要領改訂により学習活動が量的・質的に充実したことに効果的に対応する観点から、小・中学校の教員が連携して小学校高学年における専門的な指導の充実を図る取組が増えており、これらを実施する組織運営上の工夫が求められている。

③児童生徒の発達の早期化等に関わる現象

身体的発達や思春期の早期化が指摘されている。

(戦後間もない頃と近年の児童生徒の身長・体重の変化を比較すると、伸びの大きい時期が2年ほど早まっている)

④中学進学時の不登校、いじめ等の急増、学習意欲の低下など、中一ギャップへの対応

いわゆる中一ギャップの緩和の観点から、小・中学校段階を一体的にとらえ、両者の接続を円滑にするためのカリキュラム・指導方法上の工夫の必要性が認識されている。

⑤少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

家庭・地域における社会性育成機能が低下する中、一定の学校規模を確保し、学校における社会性育成機能を強化する必要性が認識されている。

第一章 「小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について」概要

1節 小中一貫教育が求められる背景

- ・教育基本法、学校教育法上の義務教育の目的・目標規定の新設
- ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象 ・いわゆる中1ギャップへの対応
- ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

等

2節 小中一貫教育の現状と課題

- ・小中一貫教育の取組は今後さらなる増加が見込まれる。
- ・小中一貫教育の取組の内容や進捗状況は極めて多様。
- ・小中一貫教育の実施校においては様々な成果や課題が存在。
- ・小中一貫教育の優れた取組が展開されるような環境整備が必要。

3節 小中一貫教育の制度化の意義

- ・教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した総合的かつ効果的な取組の実施が可能となる。
- ・設置者の判断で教育課程の特例を認め、柔軟な教育課程編成を可能とすることで、多様な取組の選択肢を提供する。
- ・小中一貫教育の制度的基盤が整備されることで、国・県による支援の充実が行いやすくなる。
- ・小中一貫教育に指摘されている課題について、積極的な指導助言や好事例の普及を行うことなどにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする。

4節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

(制度化の目的)

- ・設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整える。これにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、義務教育全体の質向上が期待される。

(制度化の基本的方向性)

- ・小中一貫教育学校（仮称）と小中一貫型小学校・中学校（仮称）の制度化
- ・小中一貫型小・中学校（仮称）は、9年間の教育目標の明確化、9年間一貫した教育課程の編制・実施、学校間の意思決定の調整システムの整備を要件とする。
- ・小中一貫教育学校（仮称）については、市町村の学校設置義務の履行対象とするとともに、就学指定の対象とし、市町村立では入学者選抜は実施しない。
- ・小中一貫教育学校（仮称）の修業年限を小・中学校段階の2つの課程に区分し、6学年修了の翌年度から中学校等への入学を認める。
- ・小中一貫教育学校（仮称）では、小・中学校教員免許状の併有を原則とするが、当面は小・中学校のいずれかの免許状で指導可能としつつ、免許状の併有を促進する。
- ・現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、一定の範囲で教育課程の特例を認める。

5節 小中一貫教育の総合的な推進方策

- 国としては、小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じていく必要がある。
- 具体的な方策
 - ・小中一貫教育の制度化および推進に当たっての適切な教職員定数の算定
 - ・小中一貫教育に必要な施設・設備の整備への支援
 - ・小中一貫教育と学校運営協議会の一体的な導入推進など、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
 - ・モデル事業等を通じた小中一貫教育の好事例の収集・分析・周知
 - ・小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証
 - ・都道府県教育委員会による現場のニーズを踏まえた積極的な指導・助言・援助
 - ・教職員の負担軽減の取組の推進

小中一貫教育等に関する調査結果について

小中一貫教育等についての実態調査の結果（概要）

1. 実施状況

- 実施件数 1130件（小学校2284校、中学校1140校）
- 実施市町村 211市町村（全市町村の約12%）

2. 施設形態

- 施設一体型 148件（13%） ● 施設隣接型 59件（5%）
- 施設分離型 882件（78%）

3. 管理職の配置

- 一人の校長が小・中学校を兼務 131件（12%）
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件（10%）
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件（78%）

4. 教育課程・指導方法

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- ・合同行事の実施（70%） ・9年間をひとまとまりと捉えた学校の目標の設定（47%）
- ・9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成（52%）

【特例の活用状況】

- ・研究開発学校制度の活用（1%） ・教育課程特例校制度の活用（19%）

※特例の内容：新教科等の設定72%、英語教育早期化82% 等

5. 学年段階の区切りについて

- 6-3：810件（72%） ● 4-3-2：293件（26%） 等

6. 成果・課題について

- 大きな成果が認められる（10%）／成果が認められる（77%）
・中学校進学に不安を感じる児童が減少 ・中1ギャップが緩和された
・小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上 等
- 大きな課題が認められる（7%）／課題が認められる（80%）
・教職員の負担感・多忙感の解消 ・小・中の教職員間での打合せ時間確保
・小・中合同の研修時間の確保 等

7. 効果的な一貫性の取組について

- 以下に該当する取組の方が「大きな成果が認められる」「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向
・取組の開始から一定程度の年数が経過している場合
・小学校における教科担任制を導入した場合
・小中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
・1人の校長が小・中学校を兼務した場合
・学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
・9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
・施設一体型とした場合

小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査の結果（概要）

- 公立義務教育学校の設置予定件数……136校（うち平成28年4月設置予定 22校（13都道府県15市町））
その他、国立3校、私立2校が設置予定（平成28年4月設置はともに0）
- 公立併設型小・中学校の設置予定件数……437件（うち平成28年度設置予定 115件（21府県37市町村））
その他、国立3校、私立8校が設置予定（平成28年度私立2件設置予定）
- 公立連携型小・中学校の設置予定件数……2件（うち平成28年4月設置0件）

小中一貫教育の全体の制度設計

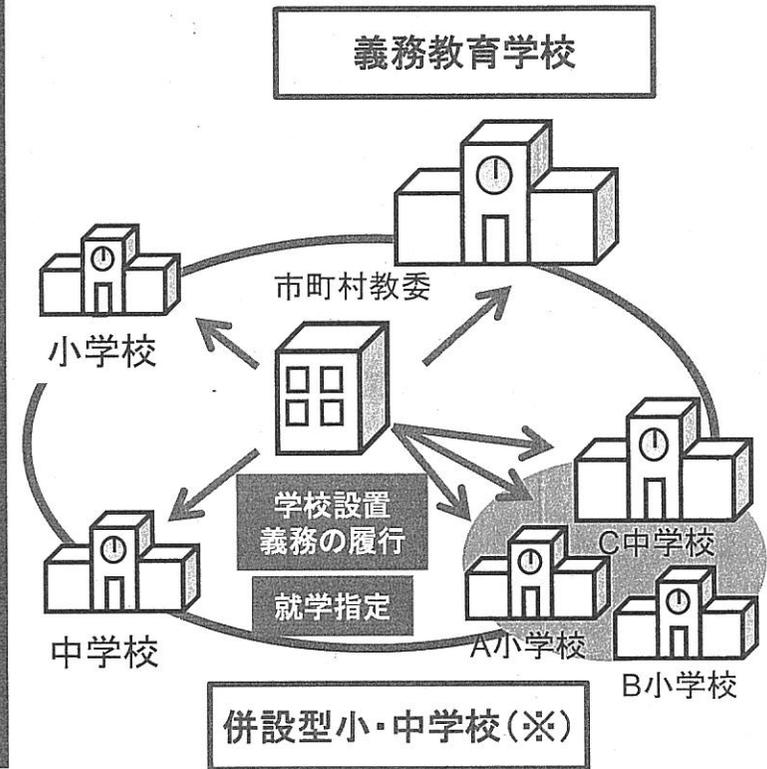
◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	学校教育法等 改正で措置	併設型小学校・中学校	省令 改正で措置(※)
修業 年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ	
教育 課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置	
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能	・施設の一体・分離を問わず設置可能	

◎ 制度化後のイメージ



※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

趣旨・
位置付け

- 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)

設置者・
設置義務

- 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)
- 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)

目標・
修業年限

- 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)
- 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)

教職員
関係

- 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)
- 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)

施設整備

- 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

法案の審議経過

(平成26年)
12月22日 中央教育審議会 答申
(平成27年)
3月17日 閣議決定
6月17日 法案成立
6月24日 法公布

※総審議時間

衆議院 8h45m
参議院 8h50m 計 17h35m

※審議の主な論点

- ・法改正の背景、意義・目的
- ・成果、課題とその解消策
- ・複線化、エリート校化への懸念
- ・学校統廃合との関係
- ・地域や保護者との連携の在り方
- ・教員免許、教職員定数関係

法改正後のスケジュール等

平成27年8～9月 法改正説明会(全国7ブロック)
12月 政令公布
平成28年 3月 省令・告示公布
平成28年度 手引の策定 など

※ 小中一貫教育推進事業
(平成28年度予算 4800万円)
平成27年度からの継続6県、
平成28年度新規採択3県程度実施

教員免許について①

○教諭の他校種免許状の所有状況	小学校教諭の中学校免許状の所有状況	59.9% (173,427人)	出典: 文部科学省調べ
	中学校教諭の小学校免許状の所有状況	30.4% (51,878人)	

○所有する免許状と担任できる教科等

	小学校					中学校				義務教育学校								
	教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状の教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状の教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動
小・免許	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中・免許	△*1	○	△*2	△*1	○	○	○	○	○	△*1	○	△*2	△*1	○	○	○	○	○

*1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

*2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

○免許状併有を促進するための推進方策

■現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業

平成28年度予算額 49,853千円 (平成27年度予算額 59,510千円、[]は平成27年度採択実績)

現職教員の研修環境の充実を図るとともに、隣接校種等の新たな免許状取得を促進する。

1. 小中学校免許状併有のための講習の開発・実施 [7機関]
2. 更新講習との相互活用による講習の開発・実施 [6機関]
3. 通信・放送・インターネット等を活用した講習の開発・実施 [4機関]
4. 希少免許教科等に関する講習の開発・実施 [4機関]

免許法認定講習・公開講座・通信教育: 現職教員が、他の種類等の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設 (平成26年度受講者数は、免許法認定講習・公開講座 41,427人、通信教育 308,458人(免許状取得に必要な単位として使用しないものを含む))

■教員免許状の取得に必要な単位数の軽減

【現行】

- ・ 小学校教員が中学校免許状を取得するためには、通常であれば22単位程度必要であるが、小学校における3年の勤務経験があれば14単位で取得可能
- ・ 中学校教員が小学校免許状を取得するためには、通常であれば24単位程度必要であるが、中学校における3年の勤務経験があれば12単位で取得可能

今般の義務教育学校創設にあわせ、制度を改訂し、教員個人の経験や能力に応じ、従来よりも容易に他の学校種の免許状を取得できる規定を整備

教員免許について②

※従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置

現行

3年の勤務経験がある場合の必要単位数

小学校教員が中学校免許状を取得する場合 : 14単位
中学校教員が小学校免許状を取得する場合 : 12単位

改正案

(例)3年の勤務経験に加え、取得する免許状に関連する教職経験が2年ある場合の必要単位数

小学校教員が中学校免許状を取得する場合 : 8単位
中学校教員が小学校免許状を取得する場合 : 6単位
(1年間の勤務経験を3単位と換算して、6単位(3単位×2年)分を取得したものとみなす)

小学校教員に占める中学校免許併有教員の割合

○全国平均 55.9%
○最高割合 岐阜県 93.5%
○最低割合 福岡県 29.4%

中学校教員に占める小学校免許併有教員の割合

○全国平均 30.4%
○最高割合 福井県 90.3%
○最低割合 福岡県 8.3%

出典: 文部科学省 平成26年 小中一貫教育等についての実態調査

出典: 文部科学省 平成26年 小中一貫教育等についての実態調査